

(案)

3 千環環保第 号
令和 3 年 9 月 日

千葉市環境審議会
会長 様

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

千葉市環境基本条例（平成 6 年千葉市条例第 43 号）第 27 条第 2 項の規定により、千葉市地球温暖化対策実行計画について、下記に理由を添えて諮問します。

記

〔諮問理由〕

本市は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条の 3 の規定に基づき、平成 24 年 3 月に千葉市地球温暖化対策実行計画を策定後、平成 28 年 10 月に改定し、2030 年度を目標年度として温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進している。

本年 5 月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設及び地方公共団体実行計画において施策の実施に関する目標を定めること等が追加されたこと、また本市においても「千葉市気候危機行動宣言」の中で、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしたことを踏まえ、抜本的な見直しが必要であることから、新たな計画策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものである。